

令和8年9月号

SANWA LINER

URL <https://sanwa-kaikei.com>

※ ホームページも情報満載です。
是非、ご覧下さい！！

税理士法人 三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466

FAX : (023) 624-3472



← QR で簡単に
ホームページへ

非上場株式の評価方法に関する議論

非上場会社の株式評価について、令和8年より国税庁にて「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」が開催され、現在の評価方法について見直しの議論が行われています。今回は、こうした議論を理解するために、現在の非上場株式の基本的な評価方法、問題点と今後について整理していきます。

評価方法

非上場株式は、取得した株主が同族株主等に該当するかによって、「原則的評価方式」と「配当還元方式」に分けて評価します。

原則的評価方式は、会社規模に応じて、大会社は類似業種比準方式、中会社は併用方式、小会社は純資産価額方式を基本とします。

類似業種比準方式は、類似する上場会社の「配当・利益・純資産」を基準に評価する方法、**純資産価額方式**は、会社を解散した場合の株主への分配額を基礎に評価する方法です。併用方式は、この2つを組み合わせで評価します。

配当還元方式は、同族株主等以外の株主について、受け取る配当金を基礎として評価する特例的な方法です。
※令和7年3月号に詳しく記載しています。(HP 参照)

問題点

類似業種比準方式

純資産価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定され、1株当たりの評価額に相当の乖離が生じていることなどが論点となっています。

純資産価額方式

継続企業を解散・清算価値に相当するもので評価することに合理性があるのかということなどが論点となっています。

配当還元方式

現在の10%という還元率は昭和39年の金利を参考にされており、近年の金利水準等を踏まえて適切な率なのかということなどが議論となっております。

このように、現在の評価方式にはそれぞれ検討すべき課題があり、非上場株式の評価制度そのものについて見直しの議論が始まっています。

今後の評価方式として、企業の直前期末の貸借対照表と過去数年分の損益計算書等から株価を計算する残余利益方式という案が上がっており、大きく変わることが懸念されています。
株価評価の詳細が公表され次第取り上げていきます。



9月の税務カレンダー

9月の主な税務

■9/10(木)

・8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■9/30(水)

・7月決算法人の確定申告と納税

・1月決算法人の中間申告と納税

・消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月
決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税
及び地方消費税]



	日	月	火	水	木	金	土
9 ・ 10 月			1	2	3	4	⑤
	⑥	7	8	9	10	11	⑫
	⑬	14	15	16	17	18	⑰
	⑳	㉑	㉒	㉓	24	25	㉖
	㉗	28	29	30	1	2	③
	④	5	6	7	8	9	⑩
	⑪	⑫	13	14	15	16	⑰